

全仏

ZENBUTSU



479

仏暦2545年6月(2002年)
財団法人 全日本仏教会
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



ルンビニー委員会開催 {委員長 武田昭英師(左)、副委員長 本間孝康師(右)}
(関連記事3頁)

**北朝鮮の仏教事情について
法律相談**

信教の自由に関する委員会

四月三十日午後一時半より、明照会館会議室で、第一回信教の自由に関する委員会が開催された。

森和久理事長、小林正道事務総長の挨拶に続き、委員互選により、委員長に小山典勇師（真言宗智山派）、副委員長に木全和博師（真宗大谷派）を選出し、続いて今年度の活動方針について検討された。

昨年、石上智康前理事長より本委員会に対して諮問され、本年二月、森理事長宛に答申が出された、靖国神社問題、国立戦没者慰霊施設（仮称）等に関する見解が出席各委員より述べられ、今年度もこの問題について問題を絞り、更に検討を進めることになった。

官房長官が開催する「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」の議事内容がホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/uitou/index.html>）で現在公開されている。また、本年度厚生労働省と環境省により千鳥ヶ淵戦没者墓苑の改修も予定されている。

本委員会としても、靖国神社、千鳥ヶ淵戦没者墓苑、そして新たな戦没者追悼施設の三つの在り方を相互に検証しながら、新設の施設

設の要・不要、設置する場合の根本理念、形態などについて議論を深め、早期に具体的な提言等を行うことが決められた。

また、小泉首相が、四月二十一日、春の例大祭の日に靖国神社を参拝した件に関しては、本会として過去の経緯を踏まえて、参拝中止の要請を首相宛に提出し、明確な意志表示を行うことが決められた。（下記の要請書、五月一日付で、自由民主党組織広報本部を通じて首相あてに提出した。）



明照会館で開催された信教の自由に関する委員会

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝 中止の要請

本会は「靖国神社法案」、首相及閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して、過去二十一回にわたり、反対の意志表明と公式参拝中止の要請を行ってまいりました。

靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教施設であることが明白であります。

したがって、一宗教団体である靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝することは、どのような形式をとりましたが、憲法に定める「信教の自由」「政教分離の原則」に違反することは疑いの余地がありません。

最高裁判所は、靖国神社等への公金支出が、金額の多寡を問わず憲法違反に当たるといって、明確な判断を示しております。

私たちは、戦後五十余年のあいだ日本国民が守り育ててきたこれらの憲法の規定こそが、今日の日本の平和と繁栄の礎となっていることを、改めて確認し伝えていきたいと思っております。

戦没者の追悼は、国家が特定の宗教に関わって行うべきものではなく、各ご遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされるべきものであることは、当然のことです。

私たちは、首相が昨年八月十三日に続き、去る四月二十一日内閣総理大臣として再び靖国神社を参拝されたことに、強い遺憾の意を表すと共に、今後首相及び閣僚が、靖国神社への公式参拝をされないよう、強く要請いたします。

二〇〇二年五月一日

財団法人 全日本仏教会

理事長 森 和久

内閣総理大臣

小泉純一郎 殿

ルンビニー委員会

四月二十三日午後二時より明照会館会議室で、第二十五期最初のルンビニー委員会が開催された。

森和久理事長の挨拶の後、今期のルンビニー委員会委員に就任された十四名（代理出席を含む）に委嘱状が伝達され開会された。はじめに、委員の互選によりルンビニー委



明照会館会議室で開催されたルンビニー委員会

員会委員長に武田昭英師（浄土真宗本願寺派）、同副委員長に本間孝康師（神奈川県仏教会）を選出した後、武田昭英師を座長に議事が進められた。次に事業の円滑な推進を図るため、ルンビニー委員会顧問として委嘱された菊池法純師（大谷大学非常勤講師、元ネパール大使館参事官）に森和久理事長より委嘱状が伝達された。

続いて、渡邊宗徹国際文化部長よりネパール王国ルンビニー園マヤ堂修復事業の現況について、事業の収支状況と篤志勧募の支援の状況が報告された。

次に本会派遣の考古学者上坂悟氏によるマヤ堂遺跡出土遺物の整理及び記録作成作業が終了したことが、上坂氏本人からも報告された。残る作業であるネパール側への遺物の返還作業とルンビニー委員からも指摘を受けた考古学調査報告書の完成を急ぐことに鋭意努力することになった。

さらに、現在ネパールのLDTが進めているマヤ堂修復案について、その設計案・問題点・ユネスコの対応が報告され、今後の対応案についても報告された。

最後に、森和久理事長より、マヤ堂修復事業を不退転の決意で成就させるべく努力するとの所信が表明され、併せて各位の協力と支援が要請された。

ルンビニー園マヤ堂修復事業 篤志支援者御芳名

- (社)全日本仏教婦人連盟様 金、壹百萬円
- 法融寺 那須公順様 金、十萬円
- 法清寺 奈良康明様 金、十萬円
- 光明寺 石上智康様 金、五十萬円
- 萬福寺 安本利正様 金、壹百萬円
- 照榮院 石川恒彦様 金、十萬円
- 龍泉寺 壽山良知様 金、十萬円
- 信松院 西村輝成様 金、壹百萬円
- 保壽院 藤原知徳様 金、十萬円
- 佛教大学 佛教青年会様 金、十萬円
- 高福院 川島宏之様 金、壹百萬円
- 妙高寺 吉橋勝寛様 金、五十萬円
- 慈眼寺 櫻井大乗様 金、五十萬円
- 慈眼寺 櫻井英幸様 金、五十萬円
- 西新井大師總持寺 濱野堅照様 金、五十萬円
- 浄運寺 野口善教様 金、十萬円
- 長慶寺 島田弘道様 金、十萬円
- 善林寺 真柄信雄様 金、十萬円
- 善林寺 水野和子様 金、十萬円
- 羅漢寺 矢萩信顕様 金、十萬円
- 圓通寺 梅花講様 金、十萬円
- 金剛院 山田一眞様 金、十萬円
- 實相寺 豊田英世様 金、十萬円
- 近龍寺 松壽弘道様 金、五十萬円
- 月島テレビ商会様 金、十萬円
- 立正保育園様 金、十萬円
- 全昌院 安達良元様 金、十八萬六千円
- 西有寺 横山敏明様 金、參萬円
- 金、壹百萬円

※篤志の振込先口座番号（郵便振替）

〇〇一三〇一六一三七六〇〇

加入者名（財）全日本仏教会

ルンビニー園復興協力金と明記下さい

※本件に関するお問い合わせ

全日本仏教会国際文化部 電話 〇三三三三七一九二七五

法律相談室

借地条件の変更について

回答 本会顧問弁護士

長谷川 正浩

（問）先日借地人の一人が「建物を建て替えたい」と云ってきました。この不景気な時勢に珍しく数寄屋造りの建物だから防火地域に指定されていますので、今までのような契約内容の「木造建物を所有する目的」ではなく「堅固な建物を所有する目的」に変更しなければならぬと申しました。その為には更地価格の一〇パーセントに相当する条件変更料を下さい」と言いましたところ「とんでもない」と怒って帰ってしまいました。しばらくしてからその借地人がきて言うことには「防火地域だから鉄筋の建物でなければならぬことは役所へ行ってよく分った。しかし、鉄筋の建物で内装を数寄屋造りにすると大変お金がかかるから、建替承諾料は更地価格の三パーセント位しか出せない」ということです。生活に困っている人ならいざ知らず、それは我がままと思いますが、地主としてどのように対応したらよいでしょうか。

かに分けて合意による最低存続期間や法定存続期間が決められていました。即ち、合意で定められる最低存続期間は、堅固な建物所有を目的とする場合三〇年以上、非堅固な建物所有を目的とする場合二〇年以上、期間を定めなかったときの法定存続期間（上記三〇年、二〇年に満たない短かい期間を定めた場合を含む）は堅固六〇年、非堅固三〇年（借地法第二条）、更新後の存続期間については、法定更新も合意による更新も同様で、堅固三〇年、非堅固二〇年でした（借地法第五条、第六条）。そして、借地借家法施行前からの借地権については、その施行後も右の存続期間が適用されます（借地借家法第六条）。従って、堅固な建物か、非堅固な建物かによって法律関係が異なっています。

ところが貴寺は、従来、非堅固な建物を所有する目的で土地を貸しておられたようです。しかし、一〇年程前から、その地域が防火地域に指定されたため、建築基準法第一条によって耐火建物にしなければならぬ為、鉄筋コンクリート造り等の堅固な建物にしなければならぬ

くなったということです。そこで借地契約の目的を変更して「非堅固な建物所有」から「堅固な建物所有」にしなければならぬと借地人に告げられたことは、当然のことです。また、そのとき、条件変更料を、更地価格の一〇パーセント請求されたことも当然で、この数字は裁判所の借地非訟事件で裁判所が認める一応の基準でもあります。

しかし、借地人は、鉄筋の建物にするに費用がかさむからといってその支払いを渋り、更地価格の三パーセント程度にしてほしいと云っているようです。間に開きが七パーセントあるわけですから、なかなか合意ができません。この更地価格の三パーセントという数字は、借地人が、従来の目的を変更しないで木造の建物を建替える場合の裁判所の一応の基準です。

そこで地主が三パーセントでよいと考えてこれを承知することも自由ですが、その場合にはつぎのようなことを覚悟しておかなければなりません。第一は、以後は「堅固な建物所有を目的とする」とことになり、更新後の契約期間は三〇年ということになります（借地法第五条、第六条）。第二は、寺院の土地は寺院経営の為にあるのですから、右の三パーセントで妥協した行為が、土地管理の怠慢だと壇信徒から指摘される恐れがあります。そうなる土地の管理をいい加減にやっ

条件変更料について、借地人と合意ができないときは、地主から裁判所に対し申立をして、条件を変更してもらうことができます（借地借家法第一七条）。このとき、通常は借地人に対し地主に財産上の給付を命じます。この財産上の給付が、条件変更料で、裁判所の一応の相場が、更地価格の一〇パーセントということです。借地権譲渡や増改築について地主の承諾にかわる決定を裁判所に申立てるは借地人に限られており、地主はこれらの申立ができませんが、この借地条件の変更の申立だけは地主も出来る権利です（借地法第一七条、第二〇条）。条件変更料について借地人の意見との間に大差があつて合意がなかなか得られないときは、管理が怠慢だと批判されなためこの申立をなされるとよいと思います。

無料法律相談室

全日本仏教会では、長谷川正浩弁護士による、本会関係者を対象とした無料法律相談室を開設しております。相談内容は、寺院運営をめぐる諸問題、税務、一般民事等、ご自由です。相談をご希望される方は、必ず電話で予約をお願いいたします。

日時 原則として毎月第二・第四木曜日
午後一時～
場所 明照会館
(東京都港区芝公園四一七四)
予約 全日本仏教会社会部
〇三三四三七一九二七五

最近の北朝鮮の仏教事情について

松濤 弘道

一人として中国・北京、瀋陽（奉天）、丹東經由で鴨緑江を渡り、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の平壤へ入りました。短期間の滞在で、通訳とガイド付きで板門店まで半島を縦断しましたが、個人行動が許されず、仏教事情を語るにもたんなる瞥見にすぎないことをお断りしておきます。

その前に、わが国のような自由主義国家と異なる北朝鮮の国家体制について、簡単に触れておきたいとします。ご承知のように朝鮮半島は戦後の一九五〇年勃発の朝鮮動乱後、三十八度線を境に南北に分断され、南は韓国、北は朝鮮人民共和国が誕生して今日に至っています。北では、故金日成主席のチュチェ（主体）思想による独自の社会主義政策がとられ、信教の自由は一応、認められているものの、国家や自分以外に頼るべき絶対的なものを持つことを勧めています。この北朝鮮の指導理念である主体思想とは、主席（頭脳）と党（中枢）と人民（手足）が一体化した有機的生命体として働き、その人民が国家や主席に対して絶対的な忠誠を尽くすことです。そして、それ以外の絶対者にまみえることは国家

体制に対する逆行行為と受け取られかねません。したがって、国家に対して忠誠を尽くすかぎり個人の信仰は許されるということであると私は、受け止めております。

かつては土着宗教や仏教、儒教が栄えた時代がありました。今日では独自の社会主義国家体制がとって代わり、但し歴史的に価値



中国と北朝鮮との国境の町丹東駅にて

ある文物に対しては手厚く管理保護されています。その証拠に、平壤市西郊にある高句麗建国の始祖といわれる東明王（BC三七〜一九）の陵や定陵寺、東郊の徳興里古墳、江西三墓、安岳三号墳や、開城市郊外にある朝鮮史上始めての統一国家・高麗の歴代王の陵など、立派に修理修復保存されて一般公開されています。特に定陵寺は三九二年の建立で、一九九〇年にその一塔三金堂形式の伽藍は立派に復元され、わが国最古の飛鳥寺の原型ともいわれて、一見の価値があります。（これらを見学しましたが、現地人観光客は皆無でした）

高句麗時代は国家として仏教の全盛時代でしたが、十五世紀から二十世紀初頭まで続いた李朝では仏教は蔑視され、朱子学に基づいて両班（貴族）を上位に置く、儒教が重んじられて来ました。戦前まではその影響が圧倒的に強く、本貫（祖先）を中心とする宗族（血族）の内部結束が強く、親孝行は絶対的で、四代前までの先祖は現今の家族とあたかも生けるがごとく生活を共にするといわれ、大庁マル（霊室）での朝夕祭祀は不可欠でした。しかしながら北朝鮮の独立後、一九六八年頃から家の宗教よりも人民の国家への奉仕が優先され、国家主席をオボイ（親）とする社会



我が国最古の飛鳥寺の元型という平壤市西郊の定陵寺境内

主義国家体制をとって今日に至っています。もし今日の金正日時代以降、世襲によってその長男の金正男氏に全権が委譲されることとなれば、家族中心の祖先祭祀が金一族の主席（総書記）崇拜に移行する、形を変えた儒教の復活となることでしょう。

しかしながら仏教活動が行われていないわけではありません。平壤市郊外の名刹・広法寺は戦災で灰塵に帰しましたが、国家の手によって本堂、二つの僧坊、舍利塔、山門など五棟が一九九〇年に再建されました。この寺には檀徒が千二百人ほどいるといわれ、全国に六〇ほど寺院が存在して仏教徒連盟中央委員会の下、曹溪宗に属し、寺の運営費や僧侶の生活費は信徒の布施や有志の寄付などで賄っているといえます。寺院は文化財なので、修理、補修費は政府が支出しているそうです。

（山本展男著『肉眼で見た北朝鮮』より）

かつて朝鮮は儒教の教えに基づき「東方礼儀之国」と言われたように礼儀を重んじていましたが、革命後は冠婚葬祭など簡略化されて来ました。葬儀は特別の儀式があるわけではなく、簡単な弔辞で終わり、遺族は黒の喪章（男性）か白黒のチマチョゴリの喪服（女性）を身につけ、参加者は平服で、ときには金品を相互扶助の意味で持参します。遺体は都市部では茶毘にふして納骨堂に収めますが、

地方では霊柩車のバンカトラックを用いて最寄りの墓地に封墳（土葬）します。山間部では今もって風水説に基づいて、墓地を陽当りのよい山の南側に作るようです。経済的に余裕のある遺族は、石碑を建てることもあり、最近、故郷に埋葬されることを望む在日の朝鮮人は、指定された共同墓地に立派な石碑を建てています。（平壤郊外の東明王陵近くの山の中腹で瞥見した）しかし、平野部ではかつての墳墓は撤去改葬され、農地に転用されています。詳細は拙著『最新・世界の葬祭事典』（雄山閣出版）か、「北朝鮮の葬送慣習について」（月刊『寺門興隆』五月号興山舎）をご参照下さい。（本会国際委員会委員長）

全仏誌郵送先 住所・氏名変更 御連絡のお願い

全仏誌ご送付先の郵便番号、住所、氏名等に変更ある場合、左記までご連絡をお願い致します。帯封でご送付の場合、帯封記載の送付番号もお知らせ下さい。

連絡先

〒一〇五―〇〇―一

東京都港区芝公園四―七―四

明照会館内

全日本仏教会社会部

電話〇三―三四三三七―九二七五

FAX〇三―三四三三七―三二六〇

事務局録事

―五月―

全

七日 萬民平等差別戒名追善法会参列
八日、九日 部落解放同盟全国大会出席

九日 法律相談

庭野平和賞贈呈式出席

十三日 監査会

十五日 局内会議

国際仏教興隆協会監査会出席

世田谷仏教会総会出席

十六日 総務委員会

近藤隆敬猥下追悼法要参列

二十一日 国際仏教興隆協会理事・監事会出席

二十三日 法律相談

日韓仏教交流身延山大会出席

二十四日 理事会

局内会議

二十六日 妙心寺晋山式出席

二十七日 日宗連幹事会、理事会出席

二十八日 西山浄土宗光明寺晋山式出席

二十九日 全青協創立四十周年記念式典出席

二十九日、三十一日 WFB執行委員会出席

三十日 同和委員会

三十一日 真言宗各派同和推進講習会出席

人事

就任

税務委員

同和委員

信教の自由に関する委員

ルンビニー委員

総務委員

評議員

中條 令紹 (日蓮宗)

藤田 俊晃 (西山浄土宗)

石川 浩徳 (日蓮宗)

田端 義宏 (日蓮宗)

小山 信正 (日蓮宗)

市川 智康 (日蓮宗)

小松 淨慎 (日蓮宗)

田端 義宏 (日蓮宗)

及川 周介 (日蓮宗)

曲山 海弘 (日蓮宗)

小山 信正 (日蓮宗)

宮浦 一郎 (真宗大谷派)

神田 洋子

退任

税務委員

信教の自由に関する委員

ルンビニー委員

総務委員

評議員

マルチメデア研究委員

国際委員

野坂 法雄 (日蓮宗)

中里 観正 (日蓮宗)

篠原 智高 (日蓮宗)

長谷川義彰 (日蓮宗)

加賀美泰全 (日蓮宗)

篠原 智高 (日蓮宗)

垣本 孝精 (日蓮宗)

野坂 法雄 (日蓮宗)

中里 観正 (日蓮宗)

長谷川義彰 (日蓮宗)

藤坂 初裕 (真宗大谷派)

哀悼

長瀬日遷師 (全仏元常務理事)

四月二十五日遷化

日蓮宗元宗務総長

北島経昭師 (全仏元評議員)

四月二十五日遷化

浄土真宗本願寺派元総務

大仏開眼(二五〇年)

『東大寺のすべて』展

東大寺大仏が開眼されてから今年で一二五〇年にあたり、奈良国立博物館で記念の展覧会が開催されている。展覧会では、東大寺の膨大な仏教美術作品をはじめ、国外で所蔵される関連作品、ゆかりの正倉院宝物などを加え総数二五〇件、うち一一〇余件が国宝、重要文化財を展示予定。

期 日 七月七日(日)まで

場 所 毎週月曜日休館

奈良国立博物館(奈良公園内)

入場料 一般 一三〇〇円

大学・高校生 九〇〇円

中・小学生 六〇〇円

問い合わせ ハローダイヤル 〇三(四八六〇)八六〇〇